

在留資格	該当例	在留期間
教授	大学教授等	5年，3年，1年又は3月
芸術	作曲家，画家，著述家等	5年，3年，1年又は3月
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年，3年，1年又は3月
報道	外国の報道機関の記者，カメラマン	5年，3年，1年又は3月
高度専門職	ポイント制による高度人材	5年
		無期限
経営・管理	企業等の経営者・管理者	5年，3年，1年，6月，4月又は3月
法律・会計業務	弁護士，公認会計士等	5年，3年，1年又は3月
医療	医師，歯科医師，看護師	5年，3年，1年又は3月
研究	政府関係機関や私企業等の研究者	5年，3年，1年又は3月
教育	中学校・高等学校等の語学教師等	5年，3年，1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者，通訳，デザイナー，私企業の語学教師，マーケティング業務従事者等	5年，3年，1年又は3月
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者	5年，3年，1年又は3月
介護	介護福祉士	5年，3年，1年又は3月
興行	俳優，歌手，ダンサー，プロスポーツ選手等	3年，1年，6月，3月又は30日
技能	外国料理の調理師，スポーツ指導者，航空機の操縦者，貴金属等の加工職人等	5年，3年，1年又は3月
特定技能	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年，1年又は6月
技能実習	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
特定活動	外交官等の家事使用人，ワーキング・ホリデー，経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年，3年，1年，6月，3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）